

産後ケア事業（宿泊型・デイサービス型）のご案内

「里帰りできなくて、産後のサポートが心配」「体調がすぐれない」「始めての子育てで不安」「上の子がいて産後ゆっくり休めない」などの悩みを抱えたお母さんが、赤ちゃんと一緒に助産院等に**宿泊**または**デイサービス**（日帰り）を利用して、**助産師**から産後のケアや授乳指導、育児指導等を受けることができるよう、**利用料金の一部を助成**します。



利用できる方

屋久島町に住所のある産後1年未満の方で、

- ・体調不良や育児不安等がある
- ・ご家族などからの十分な支援が受けられない。



※感染症（インフルエンザ等）の疑いや医療機関での入院・治療が必要な方などは利用できません。

利用施設

鹿児島中央助産院（鹿児島市伊敷6丁目17-18 TEL：099-210-7560）

マミィ助産院（鹿児島市中山町2598 TEL：099-263-5503）

利用期間

宿泊型およびデイサービス型をあわせて、原則通算7日以内
（事情によっては、7日を限度して延長可）

お支払料金

利用種別		利用料	お支払料金（利用者負担金）		
			課税世帯	非課税世帯	生活保護世帯
宿泊型	1泊2日 （食事3回付き）	66,000円	6,600円	0円	0円
	1日追加	33,000円	3,300円	0円	0円
デイサービス型 （日帰り）	1回 （6時間 食事1回付き）	16,500円	1,600円	0円	0円

※双子等の場合は利用者負担金が追加になります。金額については、お問い合わせください。

産後ケアの内容

赤ちゃん和妈妈の抱える悩みに助産師が専門的支援を行います。

主に次のようなケアを受けられます。

- ・ママの心と体のケア、乳房ケアなど
- ・食事
- ・授乳方法、赤ちゃんのお風呂の入れ方、お世話の仕方などの相談とサポート



申請先・お問い合わせ先

屋久島町役場 福祉支援課 子育て支援係 TEL：0997-43-5900（内線165・169）

※申請方法や利用の流れについては、**裏面**をご覧ください。

産後ケア事業のご利用方法

①利用申請

利用を希望する方は、屋久島町役場福祉支援課子育て支援係に申請書を提出してください。
利用日の約2週間前までに申請して下さい。

*予約等の状況により希望日に施設利用ができない場合があります。なるべく早めに申請書をご提出下さい。



【必要書類】

- (1) 屋久島町産後ケア事業利用申請書
- (2) 母子健康手帳（出生届出済証明<P1>、出産の状態<P14>、出産後の母体の経過<P15>の写し）
- (3) 生活保護受給者証（必要な方のみ）

②利用の決定

申請内容を審査の結果、利用決定しましたら「屋久島町産後ケア事業利用承認通知書」を交付いたします。（ご自宅に郵送いたします。）

町から希望する助産院に「受入依頼書」を送付します

③利用日時等を決める

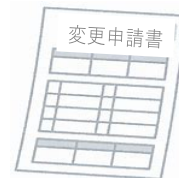
助産院から連絡がきます。

利用日時等の詳細は、助産院と直接話し合ってください。

【注意事項】

※満床等の理由により希望日に入所できないこともあります。

※利用日または利用サービスに**変更がある場合は、変更する前に**
「屋久島町産後ケア事業利用変更申請書」を役場福祉支援課
子育て支援係にご提出下さい。



※キャンセルの場合は、早めに助産院に電話連絡を行ってください。

※利用決定後、医療行為が必要になる既往歴等により施設の受け入れが難しい場合など、対象者要件に非該当となった場合は、本事業をご利用いただきませんので、ご注意ください。

※希望する助産院のホームページもあわせてご覧ください。

④助産院で産後ケアを受ける

事前に助産院と決めた入所時間に、助産所に行き産後ケアを受けます。

【利用の際の主な持ち物】

母子健康手帳、保険証、母および赤ちゃんの入所中の衣類、

哺乳瓶・粉ミルク、洗面道具、おむつ、おしり拭き

*その他に必要な持ち物について、必ず事前に助産院にご確認下さい。



⑤退所、ご自宅へ

退所時間は、助産院と話し合ってください。

お支払料金（利用者負担金）は、退所日に助産院へお支払いください。

施設利用中の物品購入などにより、別途費用が発生することがあります。

退所後は、必要に応じて、助産院と町保健師が連携を取りながらサポートさせていただきます。

